

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <a href="#">令和5年10月16日</a> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第5）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <a href="#">令和5年3月16日</a> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第5）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(5) 契約金額が500億円を超える対象契約については、次のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 保険契約を締結した対象契約について、重大な内容変更等に該当しない増額を行った場合であって、増額後の契約金額が500億円を超えるもの（当該増額により増額後の契約金額が500億円を超えるものを含む。）について保険契約の変更を希望するときは、被保険者は当該増額に係る内容変更等の通知を行う前に日本貿易保険に事前の承認申請の要否を確認する。当該確認に対して日本貿易保険が必要と判断した場合には、被保険者は当該内容変更等について事前の承認申請を行うものとする。</u></p>	<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(5) 契約金額が500億円を超える対象契約については、次のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p>	
<p>附 則〔抄〕 附 則〔<a href="#">令和5年10月16日</a>〕 この改正は、<a href="#">令和5年10月31日</a>から実施する。</p>	<p>附 則〔抄〕 附 則〔<a href="#">令和5年3月16日</a>〕 この改正は、<a href="#">令和5年4月1日</a>から実施する。</p>	